

令和8年度 まんのう町帯状疱疹ワクチン定期接種実施要領

(広域予防接種実施医療機関用)

1 対象者

町内に住所を有する(1)または(2)に該当する者

(1)年度内に65、70、75、80、85、90、95、100歳の年齢となる者

(2)60歳以上65歳未満の者で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により身体障害者手帳1級を有する方(※接種日時点の年齢)

※令和8年度の接種対象者

| 年齢 | 生年月日 | 年齢 | 生年月日 |
|-----|---------------------|------|---------------------|
| 65歳 | 昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 | 85歳 | 昭和16年4月2日～昭和17年4月1日 |
| 70歳 | 昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 | 90歳 | 昭和11年4月2日～昭和12年4月1日 |
| 75歳 | 昭和26年4月2日～昭和27年4月1日 | 95歳 | 昭和6年4月2日～昭和7年4月1日 |
| 80歳 | 昭和21年4月2日～昭和22年4月1日 | 100歳 | 大正15年4月2日～昭和2年4月1日 |

※過去に帯状疱疹予防接種(生ワクチンを1回又は組換えワクチンを2回)を受けたことがあり、当該予防接種を受ける必要がないと認められる場合は、対象外となります。

2 実施期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日(休診日を除く。)

3 対象ワクチンと接種方法、接種条件

| | 乾燥弱毒生水痘ワクチン (生ワクチン) | 乾燥組換え帯状疱疹ワクチン (組換えワクチン) |
|--------------|-------------------------------|---|
| 接種方法 ・ 間隔 | 1回皮下に接種 | 2回筋肉内に接種(2か月以上の間隔をおく。) ※医師が医学的知見に基づき必要と認める者については、1か月以上の間隔をおいて2回筋肉内に接種する。 |
| 接種条件 | 病気や治療によって、免疫が低下している方は接種できません。 | 免疫の状態に関わらず接種可能 |

4 助成回数、自己負担金

| | 生ワクチン | 組換えワクチン |
|----------|--------|----------|
| 助成回数(上限) | 1回 | 2回 |
| 自己負担金 | 2,500円 | 6,500円/回 |

※生活保護世帯及び町民税非課税世帯の者は、次のいずれかの書類を提出することにより、自己負担金が免除(無料)となる。(別紙参照) 組換えワクチンは2枚必要。

- 令和8年度の介護保険料の通知書で、非課税世帯の確認がとれるページ(2ページ目)のコピー(4月～6月に接種する場合は令和7年度の通知書)
- 費用免除承認書
- 介護保険における負担限度額認定証のコピー※有効期限を確認すること。

5 委託料(消費税込)

- ・生ワクチン：8,860円
- ・組換えワクチン：22,060円
- ・接種ができなかった者への診察料：1,790円

6 接種の流れ

- (1)町は、対象者に案内、予診票、接種済証等を郵送し、広報等で周知する。
- (2)医療機関は、まんのう町ホームページより書類をダウンロードする。ただし、医療機関より申し出があった場合は、町から書類を送付する。
- (3)接種希望者は、自分で医療機関に連絡し、予約を取る。
- (4)接種希望者は、予診票、接種済証、マイナ保険証等を持参し、医療機関を受診する。
- (5)医療機関は、予診票及びマイナ保険証等により、本人確認を行う。
- (6)医療機関は、予診票の記入内容を確認し、接種を行う。
- (7)接種後、医療機関は、被接種者より自己負担金を徴収し、予防接種済証を発行する。
生ワクチンを接種した場合は、被接種者に2回目の予診票等を破棄するように伝える。
組換えワクチン(1回目)の場合は、2回目の接種時期について説明する。

7 委託料の請求

- (1)医療機関は、1か月単位で請求書及び被接種者名簿に予診票を添付して、翌月10日までに町へ請求する。
 - ・生活保護世帯及び町民税非課税世帯の者については、上記4に示す書類を添付する。
 - ・予診の結果、接種できなかった場合は予診票を添付する。
- (2)請求を受けた町は、内容を確認後、医療機関に30日以内に支払う。

8 その他

- (1)帯状疱疹にかかったことのある者についても定期接種の対象とする。
- (2)定期接種の対象者が既に一部の接種を任意接種として行った場合は、残りの接種を定期接種として扱う。(1回目は任意接種の場合、2回目のみ定期接種として取り扱う。)
- (3)帯状疱疹ワクチンの交互接種は、定期接種として認められない。(1回目に生ワクチン、2回目に組換えワクチンの接種は不可)
- (4)いずれの帯状疱疹ワクチンも、医師が特に必要と認めた場合は、インフルエンザワクチン、新型コロナワクチン、高齢者肺炎球菌ワクチン等と同時接種できる。ただし、生ワクチンについては、他の注射生ワクチンと27日以上あける必要がある。
- (5)本要領に取り決めのない事項が生じた場合は、その都度協議して決める。

9 問合せ・請求書送付先

〒766-0015 仲多度郡まんのう町長尾501番地1 かりん健康センター内
まんのう町役場健康増進課 電話 (0877)73-0126